

千葉市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年8月5日

| | |
|---------|------|
| 千葉市監査委員 | 大木正人 |
| 同 | 宮原清貴 |
| 同 | 森山和博 |
| 同 | 三須和夫 |

31千總業第123号

令和元年7月31日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 森山 和博 様
同 三須 和夫 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度、平成29年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：介護保険事業における財務に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 介護保険事業の監査の結果について

5. サービス利用開始後の事業者に対する指導・監査について

(3) 結果

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>①実地指導の結果、過誤請求が発見された場合のてん末確認について【介護保険課】（報告書P56）</p> <p>【現状・問題点】</p> <p>実地指導の結果、サービス事業者による介護報酬請求の過誤が発見された場合には、過誤調整完了報告を徴求し、てん末を確認している。しかし、事業者からの過誤調整完了報告を徴求するのは介護報酬分の過誤調整に係るもののみであり、利用者負担分については、実地指導の結果通知において適正に処理するよう指導しているものの、利用者に返金したかどうかの報告までは求めていない。介護保険課によると、利用者負担分のやり取りについてはあくまで利用者と事業者の間の関係であり、行政が立ち入るべきではないという認識がある。しかし、利用者の不利益の是正が担保されない仕組みは不当であると考える。</p> <p>なお、地域福祉課監査指導室が実施する指導等の結果、過誤調整が発見された場合、介護報酬の過誤調整のみではなく、利用者負担に係る調整分の確認を報告の中で実施している。</p> <p>【結果】</p> <p>実地指導の結果、過誤が発見された場合には、過誤調整完了報告と併せて利用者負担分を利用者に返金したことを証する報告書を徴求されたい。</p> | <p>過誤調整が終了したときに提出を求める「過誤申立終了報告書」について、利用者負担分の返還額を利用者へ返還した旨を報告させる様式に改め、当該報告書を事業者から徴求している。</p> |

平成 29 年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

4. 外部委託に係る契約事務の適正確保への取り組みについて

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 | | | | | | | | |
|--|---|----|---------------------------------------|--|------------------------------|---|----------------------|----|--|
| <p>(1) 契約書の不備について【市税事務所資産税課、納税管理課】(報告書 P74)</p> <p>以下の委託契約において、保証金免除の根拠が記載されていない、契約書記載内容が最新のものになっていないという不備があった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約名</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市土地調査図異動処理及び課税資料整備業務委託（西部市税事務所資産税課）</td><td>当契約では市契約規則第 29 条の規定により契約保証金の納付が免除されているが、契約書に免除の旨及びその根拠が記載されていない。</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度市税収納データ作成業務委託（納税管理課）</td><td>契約書様式を前年度のものを使用しているため、平成 28 年度契約分より新たに追加された「個人情報取扱特記事項 第 32」に定める個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告が書面で行われていない</td></tr> <tr> <td>領収済通知書等保管業務委託（納税管理課）</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 28 年 3 月 31 日に、市の政策法務課市政情報室長から各課（所・室）長宛にポータルサイトを通じて「個人情報を取り扱う事務の委託について（通知）」が行われ、業務委託契約における「個人情報取扱特記事項」について改正されている。当該改正は、平成 28 年 4 月 1 日付であったため、契約日が同日以降となるものについて対象とされている。その改正の一部として、従来入手が求められていた「個人情報管理責任者報告書」が「個</p> | 契約名 | 内容 | 千葉市土地調査図異動処理及び課税資料整備業務委託（西部市税事務所資産税課） | 当契約では市契約規則第 29 条の規定により契約保証金の納付が免除されているが、契約書に免除の旨及びその根拠が記載されていない。 | 平成 28 年度市税収納データ作成業務委託（納税管理課） | 契約書様式を前年度のものを使用しているため、平成 28 年度契約分より新たに追加された「個人情報取扱特記事項 第 32」に定める個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告が書面で行われていない | 領収済通知書等保管業務委託（納税管理課） | 同上 | <p>平成 30 年 1 月に、税務部長が、部内の各所属長あてに、「適正な契約事務の執行について」と題した通知を発出し、①入札参加者、契約者が、各種保証金の納付免除に該当する場合は、入札通知書、契約書に納付免除となる根拠を記載すること、②契約書等については契約課が作成する最新のひな形を使用するとともに、必要書類が提出されているかについて契約期間中に複数人で確認することを周知徹底した。</p> <p>通知以降は、契約保証金免除の旨及びその根拠を記載している。また、契約書の内容を最新のものとし、個人情報管理責任者及び研修実施計画等の報告が書面で行われている。</p> |
| 契約名 | 内容 | | | | | | | | |
| 千葉市土地調査図異動処理及び課税資料整備業務委託（西部市税事務所資産税課） | 当契約では市契約規則第 29 条の規定により契約保証金の納付が免除されているが、契約書に免除の旨及びその根拠が記載されていない。 | | | | | | | | |
| 平成 28 年度市税収納データ作成業務委託（納税管理課） | 契約書様式を前年度のものを使用しているため、平成 28 年度契約分より新たに追加された「個人情報取扱特記事項 第 32」に定める個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告が書面で行われていない | | | | | | | | |
| 領収済通知書等保管業務委託（納税管理課） | 同上 | | | | | | | | |

人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」へと変更されている。不備の原因は、所管課の契約手続において、契約書記載事項のうち、「個人情報取扱特記事項」の変更が契約担当者による十分な確認が行われなかつたことと思われるが、その後の契約手続の過程において、本来チェックが入り、修正等が行われるべき内容である。

【指摘】

契約事務の適正化を図るために、契約担当者は契約書作成時に様式や記載内容の不備に十分留意するとともに、その後の契約事務手続の過程においても、形式要件も含め、各段階で十分なチェックを行いながら事務手続を進められたい。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1. 機密文書再資源化処理業務委託（N○. 4）【総務局総務部総務課】

| 監査の結果（指摘事項の概要） | 講じた措置 |
|--|---|
| <p>（5）業務の履行確認（報告書P75）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務の契約書及び仕様書においては、本委託業務の対象である機密文書について引渡数量を確認する旨の記載がない。また、完了報告書の処分数量の単位（重量によるか箱数によるか）についても仕様書に定めがない。</p> <p>実際に本委託業務の履行時には、庁舎の駐車場などにおいて、総務課職員立会のもとで、各部署の市職員から委託先事業者へ機密文書の引き渡しが行われているが、その際に市職員による引渡数量の確認はなされていない。</p> <p>また、業務の履行実績として、市では委託先事業者から処理数量（kg 単位）の報告書を受領し、それをもって検査が実施されているが、上記状況から引渡数量との照合は実施されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>機密文書の引渡数量が把握されていないため、事業者が確実に引渡された機密文書を処理し、その報告が引渡数量と整合しているかが確認できない。そのため、仮に処理漏れにより機密文書が流出したとしても、その事実が把握できない状況にある。</p> <p>【指摘】</p> <p>機密文書を取り扱う本委託業務において、引渡数量、処理数量を市が把握・確認し、文書の流出がないことを確認されたい。</p> <p>具体的な方策としては、以下の対応が考えられる。</p> <p>➢ 委託先事業者に引き渡す際に、市と委託先事業者の両者で引渡し箱数を確認した上で、引渡し箱数が記載された受領書を入手する。</p> <p>➢ 委託先事業者による機密文書の処分完了後、市担当者は委託先事業者から重量だけではなく箱数も記載された処理報告書を入手する。</p> <p>また、回収と処分を別事業者に委託し、処分漏</p> | <p>令和元年度の業務委託契約から、契約書及び仕様書に以下の内容を記載し、機密文書の引渡数量及び処理数量把握についての改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・回収実施時に、市と受託者双方で箱数の確認を行い受領書を徴収する。・業務完了時に、受託者から重量と箱数を記載した処理報告書を徴収する。 |

れがないか相互牽制が行われるようにすることも
考えられる。